

岩国市子どもを守る予防接種事業実施要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

岩国市長 福田 良彦

岩国市子どもを守る予防接種事業実施要綱

岩国市子どもを守る予防接種事業実施要綱(平成26年1月21日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、任意の予防接種を受ける子供の保護者に係る経済的負担を軽減するとともに、子供の疾病予防を図ることで、安心して子供を産み育てることができる環境を整えるため、子どもを守る予防接種事業(以下「事業」という。)を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「予防接種」とは、おたふくかぜワクチンの接種をいう。

(実施場所)

第3条 予防接種は、市長が別に契約を締結する医療機関(以下「委託医療機関」という。)が実施するものとし、その実施場所については、当該契約で定める。

(委託料等)

第4条 予防接種に係る委託料、委託料の請求等に係る事項は、前条の委託契約により定めるものとする。

(対象者)

第5条 予防接種の対象となる者(以下「予防接種対象者」という。)は、当該予防接種を受ける日において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者(本市に居住している者のうち、特別な事情により住民基本台帳に記録されていない者で、市長が特に必要と認める者を含む。)で、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める要件に該当するものとする。

区分	要件
おたふくかぜワクチン	(1) 生後12月から生後24月までの間にある者 (2) 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

(接種の回数)

第6条 予防接種対象者1人に対する予防接種の実施回数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める回数を限度とする。

区分	回数
おたふくかぜワクチン	2回

(予防接種予診票)

第7条 予防接種予診票は、予防接種を受けようとする者が予防接種を受ける際に、委託医療機関に対して提出されるものとする。

(市民への周知)

第8条 市長は、予防接種の実施について、広報紙、ホームページ等により市民への周知

を行うものとする。

(再編交付金の活用等)

第9条 市長は、事業を、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第6条に規定する再編交付金を活用し実施するものとし、当該事業の実施に当たっては当該事業が再編交付金を活用して実施しているものであることを広く周知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、予防接種その他事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(令和4年4月1日から同年9月30日までの間の特例措置)

2 令和4年4月1日から同年9月30日までの間に限り、第5条の表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める要件に該当するものとする。

区分	要件
おたふくかぜワクチン	(1) 平成31年4月2日から令和3年4月1日までに出生した者 (2) 平成27年4月2日から平成28年4月1日までに出生した者

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。